|  |
| --- |
| 郵便番号  住所  氏名 |

　　静社協第　　　号

　　　　　　　　　　　令和3年3月　日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長　神原　啓文

（公印略）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急小口資金特例貸付の

据置期間延長等に関するご案内について（重要事項）

　時下、ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

　さて、貴殿が借りられた緊急小口資金特例貸付は、貸付後、最長１年の据置期間（返済を開始するまでの猶予期間）を経て、償還（返済）が開始されるものです。

　厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化し、引き続き厳しい経済情勢となっていることを踏まえ、令和4年3月末以前に償還が開始となる貸付けについては、据置期間を**令和4年3月末**まで延長することとしました。

　つきましては、貴殿が借入れている貸付について、当初は、下記のとおり償還を行っていただく予定でしたが、**令和4年4月から償還開始**となりますことをお知らせいたします。

　あわせて、下記の事項についてご確認をお願いいたします（いずれも重要事項ですのでよくお読みください）。

**なお、償還免除を含む償還に関する詳細なお知らせは、後日改めてご連絡いたしますので、しばらくお待ちください。**

記

１．当初の貸付計画の内容

　○今回の案内により、「⑤」が令和4年3月末日まで延長され、「⑥」が令和4年4月以降に開始となります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①貸付金種類 | 緊急小口資金特例貸付 | ②貸付コード |  |
| ③貸付決定日 |  | ④貸付額 | 円 |
| ⑤据置期間 |  | ～ |  |
| ⑥償還期間 |  | ～ |  |
| ⑦償還月額 | 円 | （最終回） | 円 |

２．据置期間延長への対応について

（１）据置期間延長対応を受ける場合

　　○本会において据置期間を延長する手続きを行いますので、本会宛のご連絡は不要です。

（２）据置期間延長対応を受けない場合

　　○据置期間延長対応を受けずに、当初の計画どおり償還を希望する場合は、令和3年4月30日（金）までに、同封の「回答様式」をFAXまたは郵送により、下記「送付・お問い合わせ先」までお送りください。

３．償還（返済）方法について

（１）振替口座の登録について

　　○申請当初、郵便局の払込み用紙にて償還を希望された方も、口座振替の登録が可能です。口座振替は所定の様式にて銀行に申請が必要になりますので、設定をされていない方は、申請された市町社会福祉協議会にて申請用紙のご記入をお願い致します。（振替手数料は無料です）

４．据置期間延長対応後の償還や免除について

（１）償還免除について

○緊急小口資金特例貸付については、令和3年度または令和4年度において、住民税非課税であることが確認できた場合は、一括免除となることが決まりました。

○**手続き等の詳細は厚生労働省において検討中です。**

決まりましたら改めて文書にてご案内いたしますので、現時点での本会へのお問い合わせはお控えください。

（２）償還免除とならなかった場合について

○改めてお送りする文書により、今後の償還についてご案内いたします。

○令和4年4月以降に償還が始まりますが、償還開始から償還終了までの月数については、当初の計画と変更はありません。

５．**転居した場合、結婚や離婚等により氏名が変わった場合**

　○転居により住所が変わった場合や氏名が変わった場合は、住民票や戸籍抄本などの変更部分が分かる書類に、変更した旨を記載し、郵送により、下記「送付・お問い合わせ先」までお送りください。

６．送付・お問い合わせ先

　○本通知に関するお問い合わせ等は下記までお願いします。

　　社会福祉法人　静岡県社会福祉協議会　生活支援課

〒420-8670　静岡県静岡市葵区駿府町1-70

TEL：054-254-5244　　FAX：054-251-7508